

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月21日
【事業年度】	第13期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社ブイ・テクノロジー
【英訳名】	V Technology Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 重人
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	(045) 338 - 1980
【事務連絡者氏名】	企画部広報IR課長 河原 拓
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	(045) 338 - 1980
【事務連絡者氏名】	企画部広報IR課長 河原 拓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月28日に提出いたしました第13期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(2) 財政状態に関する分析

2 生産、受注及び販売の状況

(3) 販売実績

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(2) 財政状態に関する分析

(訂正前)

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比し、44億6千9百万円増加し193億1千9百万円となりました。主に「売掛金及び受取手形」が26億7千8百万円、「仕掛品」が14億3千5百万円、それぞれ増加したことによります。

(後略)

(訂正後)

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比し、44億6千9百万円増加し193億1千9百万円となりました。主に「売掛金及び受取手形」が26億7千8百万円、「仕掛品」が14億3千5百万円、それぞれ増加したことによります。なお、「売掛金及び受取手形」は、売掛金回収期間が長期となる国内の特定顧客向けの販売自体はあったもののその金額が減少し、かつ前連結会計年度ではリーマンショック等の影響により進んでいなかった回収が当連結会計年度において進みましたが、当連結会計年度末において大型案件の売上を計上したことから、当連結会計年度末における「売掛金及び受取手形」は前連結会計年度比増加しております。

(後略)

キャッシュ・フローの状況

(訂正前)

(前略)

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果取得した資金は、20億1千万円(前連結会計年度は14億9千2百万円の使用)となりました。資金の取得は、主に仕入債務の増加34億5千2百万円及び税金等調整前当期純利益22億8百万円によります。資金の使用は、主に売上債権の増加26億5千5百万円及び棚卸資産の増加11億2千6百万円によります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果取得した資金は、20億1千万円(前連結会計年度は14億9千2百万円の使用)となりました。資金の取得は、主に仕入債務の増加34億5千2百万円及び税金等調整前当期純利益22億8百万円によります。資金の使用は、主に売上債権の増加26億5千5百万円及び棚卸資産の増加11億2千6百万円によります。なお、売上債権の増加は、前記「資産、負債及び純資産の状況」にて記載した要因により増加しましたが、売上債権の増加額については、前連結会計年度に比べて減少しております。このような要因より、前連結会計年度までは営業活動によるキャッシュ・フローは赤字となっておりましたが、当連結会計年度においては黒字に転換しております。

(後略)

2【生産、受注及び販売の状況】

(3) 販売実績

(訂正前)

(表略)

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前連結会計年度分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(訂正後)

(表略)

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先の販売実績及び当該実績の総販売実績にする割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
シャープファイナンス株式会社	—	—	8,825	49.5
L Gジャパン株式会社	3,650	25.6	—	—
大日本印刷株式会社	2,244	15.7	—	—
日本サムスン株式会社	1,942	13.6	—	—
AU OPTRONICS CORPORATION	1,508	10.6	—	—
凸版印刷株式会社	1,476	10.3	—	—

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前連結会計年度分を変更後の区分に組み替えて行っております。

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

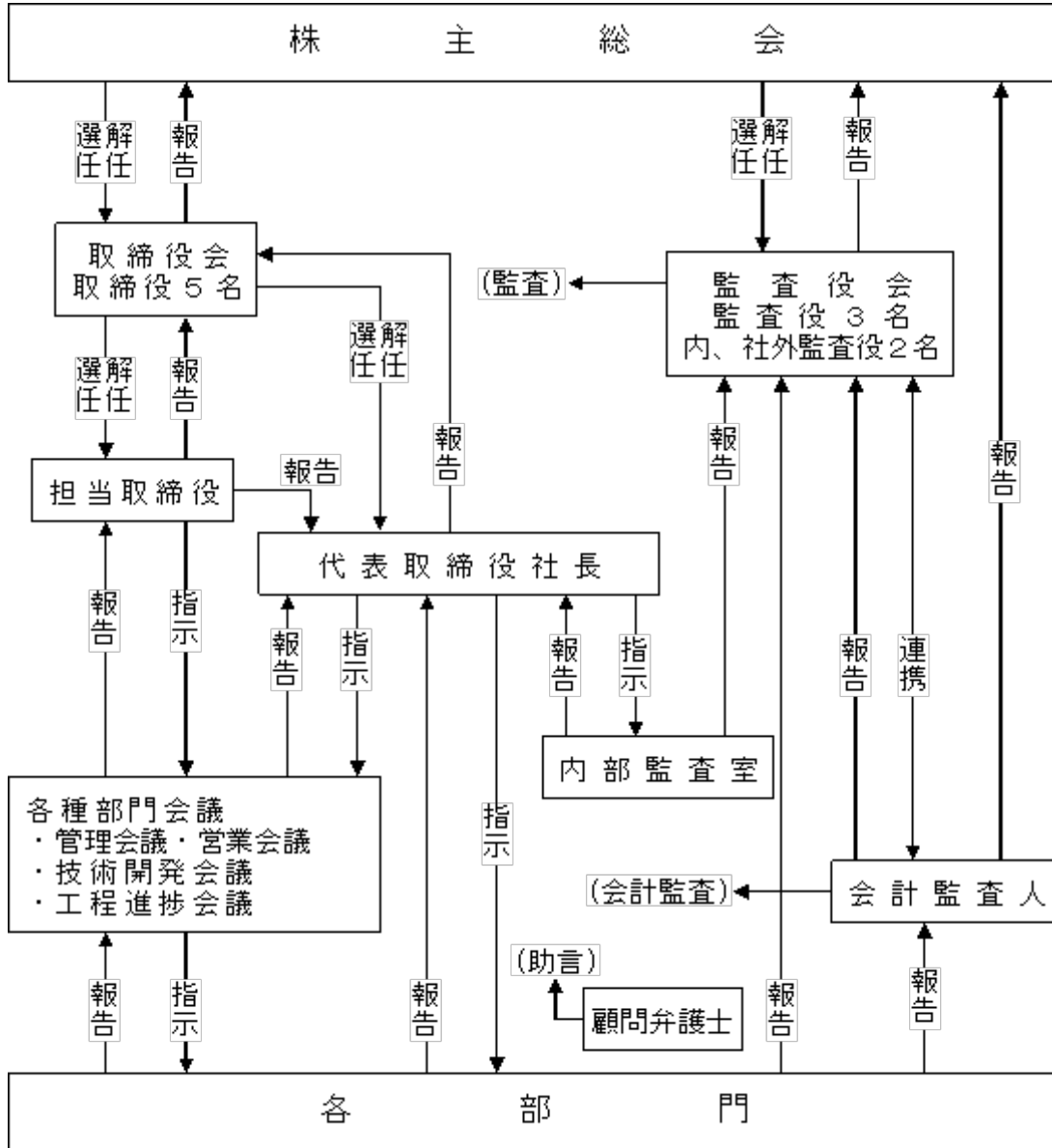
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

(会社機関・経営の監視の仕組み及び内部統制の整備の状況の模式図)

(下図については下線を省略しております。)



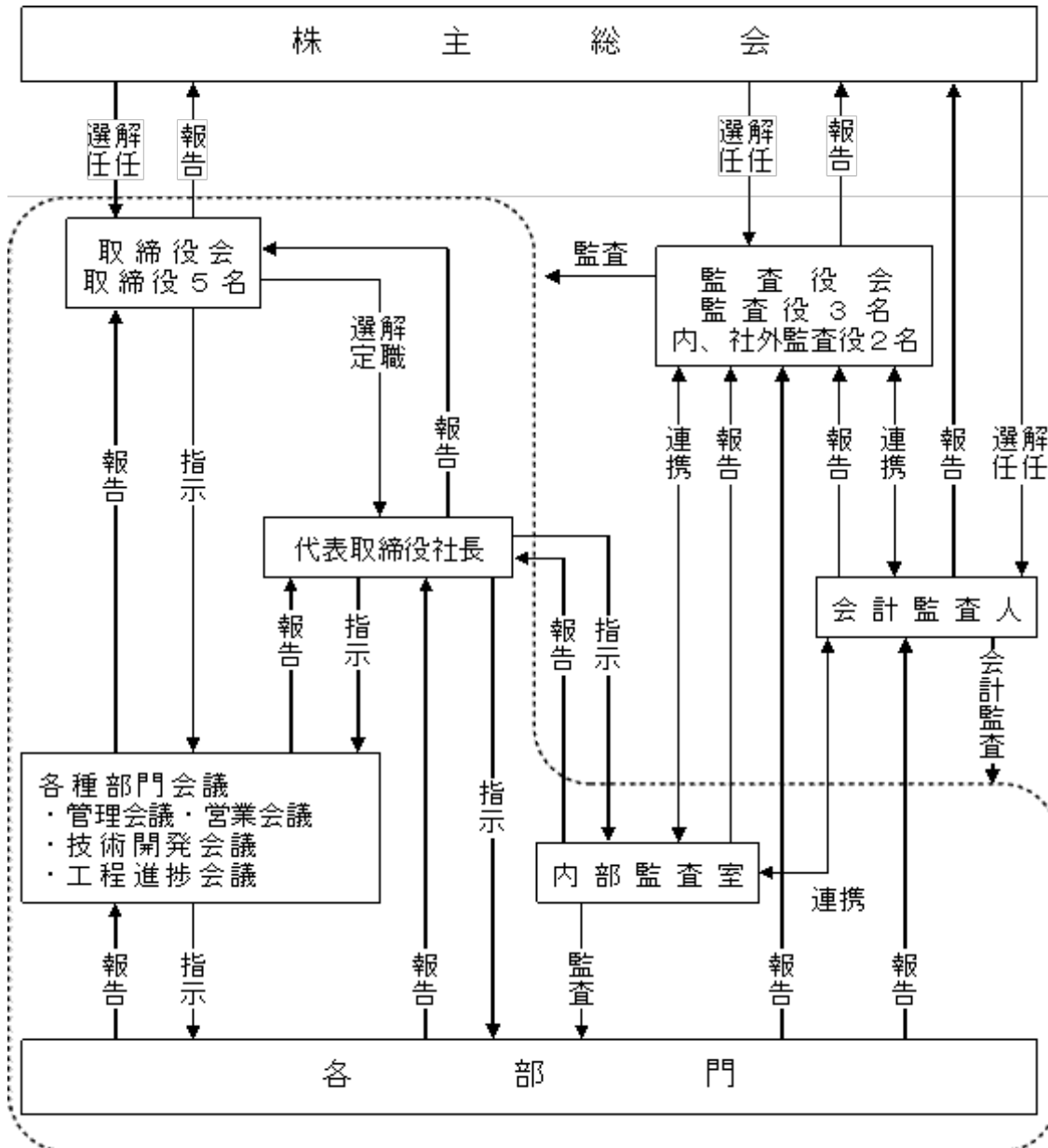
(後略)

(訂正後)

(前略)

(会社機関・経営の監視の仕組み及び内部統制の整備の状況の模式図)

(下図については下線を省略しております。)



(後略)

(訂正前)

内部監査及び監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、非常勤監査役2名は社外監査役です。常勤監査役は取締役会、管理会議等の各種部門会議に常時出席する事となっており、非常勤監査役につきましても同程度の頻度で取締役会、管理会議に出席する事を求めており、取締役の執務を十分に監査できる体制となっております。また、内部監査室は、監査役との協力関係の下、必要な業務監査を実施しております。

(訂正後)

内部監査及び監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、非常勤監査役2名は社外監査役です。常勤監査役は取締役会、管理会議等の各種部門会議に常時出席する事となっており、非常勤監査役につきましても同程度の頻度で取締役会、管理会議に出席する事を求めており、取締役の執務を十分に監査できる体制となっております。また、内部監査室の人員は、内部監査室長1名です。内部監査室は、社内規程である内部監査規程に基づき、経営の遵法性及び適法性の確保並びに経営効率の増進に資するべく、内部監査に係る各計画書等の作成、内部監査の遂行、内部監査報告書の作成及び代表者への報告等を実施しており、監査役及び会計監査人との連携をとりつつ効率的な内部監査の実現を目指しております。

(訂正前)

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(訂正前)

取締役及び監査役の責任免除並びに責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする旨を定款に定めております。これらは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分発揮できるようにすることを目的としております。

(訂正後)

取締役及び監査役の責任免除並びに責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できるものとしており、当社は社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。但し当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする旨を定款に定めております。これらは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分発揮できるようにすることを目的としております。